

交付申請チェックリスト

提出する書類を封筒に入れる前にチェックしてください。チェック時は下記及び手引きを参考に記入内容を十分に確認してください。

チェック欄	提出書類及び確認事項
☐	(1)交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
	補助金交付申請額は適切か(補助事業内容説明書(様式第2号)の補助金交付申請額と整合するか)。
	住宅販売業者等本人以外が申請する場合は、委任状の内容を確認し、手続代行者欄を記入しているか。
☐	(2)補助事業内容説明書(様式第2号)
	設置日(登録日)は保証書等の日付と一致しているか。
	燃料電池コージェネレーションを申請する場合、「一般社団法人燃料電池普及促進協会」が指定する製品の製造事業者名又はブランド事業者名を記載しているか。型式は、「燃料電池ユニット」「貯湯ユニット」の両方を記載しているか。
	太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機を申請する場合、「給湯省エネ事業事務局」が指定する製品の製造事業者名又はブランド事業者名を記載しているか。型式は、「貯湯ユニット」「ヒートポンプユニット」の両方を記載しているか。
	定置用蓄電池設備を申請する場合、「一般社団法人環境共創イニシアチブ」が指定している「パッケージ型番」を記載しているか。
	V2Hを申請する場合、「次世代自動車振興センター」が指定している製品の型式を記載しているか。
	太陽光発電設備加算を申請する場合、日本産業規格等に適合しているか。
☐	(3)仕様書
	性能基準(定置用蓄電池設備の場合は蓄電容量等)は確認できるか(仕様、規格等がわかればHPを印刷したものでも可)。
☐	(4)補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)
	申請者氏名及び購入機器の名称等が明記されていて購入先がわかるもの。
	対象設備の購入又は設備工事は市内業者(市内に本店・支店等を有する者)となっているか。 ※提出書類の限りでは条件に合致する事業者が行ったものか分からない場合は、確認できる公的書類を添付してください。
☐	(5)補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)
	保証書の引渡日が令和7年4月1日から令和8年2月27日までの範囲となっているか。
	氏名及び住所は、申請書と一致しているか。
	型番、製造番号、保証期間、引渡日等、申請者氏名、住所等が明記されていて購入先がわかるもの。
☐	(6)完成写真
	補助金を申請する全ての設備の写真を添付すること。
	自家発電型給湯機は、貯湯ユニット、燃料電池ユニット又はヒートポンプユニットの写真を提出してください。
	定置型蓄電池設備は、蓄電池ユニットの写真を提出してください。
	V2Hは、本体の写真を提出してください。
	現像した写真を添付する場合は、必ずA4用紙に貼り付けること。
☐	(7)前橋市の市税に未納のないことを証明する書類(発行から3か月以内であること)
	納税者名及び住所は、申請書と一致しているか。
☐	(8)発電量及び自家消費量に係る根拠書類の写し(シミュレーション等)
	太陽光発電設備導入加算を申請する場合、提出してください。
	発電される電力が、自らが居住する住宅で30%以上使用(自家消費)されるものであるか。
☐	(9)その他市長が必要と認める書類(再エネ発電設備が設置してあることがわかる書類等)
	【例】 ・定置型蓄電池設備、V2Hを申請する場合は、再生可能エネルギー発電設備からの充電環境が整っていることがわかる(接続契約のご案内など、再エネ発電設備の所有者、設置場所、発電容量等が記載されている)書類。書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。 ・太陽光発電設備加算を申請する場合は、系統連系のお知らせや購入電力量のお知らせなど導入した住宅で30%以上使用(自家消費)していることが分かる書類を提出してください。
☐	(10)交付請求書(様式第5号)
	請求年月日は記入不要(請求年月日が記入されている場合は、訂正印が必要になります。)

※この交付申請チェックリストを添付して申請ください。

【問い合わせ先】 前橋市 環境政策課 GX戦略係
電話:027-898-6292(直通) E-mail:gx-senryaku@city.maebashi.gunma.jp

※メールで申請する場合は上記、前橋市環境政策課GX戦略係まで電話連絡し、メールが届いていることを確認してください。電話連絡がない場合、受付できない場合があります。